



ご利用に当たっての注意事項

本ページは、株式会社NTTデータ（以下「当社」という。）が運営する、国家資格等手続に係る税及び手数料（以下「税及び手数料」という。）クレジットカード納付専用ページです。税及び手数料は、国庫、地方公共団体、民間等の資格管理団体のうち必要な宛先に納付します。必要な宛先に納付する税及び手数料の金額は、本ページ同意後のお支払内容確認画面に表示されます。（※1）

本ページのお手続は、ご利用者様が税及び手数料の納付（立替納付）を当社に委託する手続です。なお、国庫又は地方公共団体への納付の場合、資格を所管する省庁の長又は地方公共団体の長（※1）から、当社が納付受託者の指定を受け、当社がご利用者様の委託の同意をもって納付事務を行います。また、民間等の資格管理団体への納付の場合、資格管理団体に本来帰属する金銭債権につき、当社が代理して当該債権に基づくご利用者様からの支払を受領し、当社がご利用者様の委託の同意をもって納付を行います。

税及び手数料のクレジットカードによる納付に当たっては、「お支払期限」が設定されています。この期限を超過している場合、クレジットカードによる納付はできませんので、予めご了承ください。「お支払期限」は本ページ同意後のお支払内容確認画面に表示されます。

ご利用に当たっては、下記事項を全て確認し、同意の上でお手続を行ってください。なお、本ページで同意いただいたご利用者様を、マイナポータルにて同一の申請IDで国家資格等手続に係る申請をした申請者と同一人物とみなします。申請IDは、国家資格等手続に係る申請をマイナポータルにてオンラインで行う際申請ごとに払い出される18桁の番号で、本ページ同意後のお支払内容確認画面に表示されます。

※1 税及び手数料の納付先及び納付受託者の指定者については、[こちら](#)をご確認ください。

ご確認事項

○すべてのご利用者様に共通する事項

1. 立替納付に係る委託契約の成立時点

本ページの同意及びクレジットカード情報入力後の与信確認及び売上処理が完了した時点で、ご利用者様と当社との税及び手数料の立替納付に係る委託契約（以下「委託契約」という。）の申込を承諾したものとみなし、当該委託契約が成立するものとします。なお、委託契約が成立しない場合については、「2. 委託契約が成立しない場合」をご参照ください。

2. 委託契約が成立しない場合

本ページ同意後に表示される「お支払期限」を過ぎた後はクレジットカードによる再度の納付手続はできませんので、ご注意ください。

また、ご利用者様のクレジットカードがご利用いただけない場合（与信確認及び売上処理が完了できない場合をいいますが、これらに限られません。）、委託契約は成立せず、当社による立替納付及びご利用者様のクレジットカードによる税及び手数料のお支払は実施できません。

3. 委託契約に係る申込みの撤回（取消）又は変更に関する事項

本ページの同意及びクレジットカード情報入力後の与信確認及び売上処理が完了することにより、委託契約が成立します。委託契約の成立後に、委託契約の申込みの撤回（取消）又は変更、及びクレジットカード以外のお支払方法への変更は行うことはできません。

4. 委託契約の解除

クレジットカードの与信確認及び売上処理が完了することによる委託契約成立後には、ご利用者様から解除を行うことはできません。ただし、当社に債務不履行があったときの委託契約の解除についてはこの限りではありません。

委託契約の成立後であっても、委託契約に係るクレジットカードの利用者本人からの委託契約の申込ではないことが判明した場合その他当社による委託契約に基づく納付手続の履行が不適切と判断する場合には、ご利用者様に通知することにより、委託契約を解除することができるものとします。この場合、ご利用者様は別途、マイナポータルから再度申請手続が必要となります。

5. 領収書について

本ページでお手続した場合、領収書は発行されませんので、ご注意ください。本ページでお手続が完了したことを証明する必要がある場合は、お支払完了画面の印刷又はスクリーンショットの取得などで保存してください。

6. 海外発行のクレジットカードについて

本ページでのお手続は、全て日本円決済になっており、日本以外の場所で発行したクレジットカードを使用した場合は、カードの発行会社等によって別途換算手数料等が加算されることもありますので、ご注意ください。

上記手数料については、ご利用のクレジットカード会社にお問い合わせください。

7. お支払方法

お支払方法は、一括払いのみです。

ご利用可能なクレジットカードは以下のものです。

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

8. 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、本ページ下部の「プライバシーポリシー」をご確認いただき、内容に同意いただいた上でお手続を行ってください。ご利用者様が「同意する」ボタンを押下した時点で、当社がご利用者様がプライバシーポリシーへ同意したものとみなします。

9. サービス提供事業者

会社名：株式会社NTTデータ

住所：東京都港区豊洲3-3-3

お問い合わせ先：kokopass_CS@nttdatacs.co.jp

以降については、**税及び手数料の納付先をご確認の上、ご自身の該当する部分をご確認ください。**

○国庫に納付する場合

○地方公共団体に納付する場合

○民間等の資格管理団体に納付する場合

○国庫に納付する場合

10. 税及び手数料の立替納付実施日

当社は、ご利用者様から委託を受けた税及び手数料のうち国庫に納付する分については、クレジットカード情報入力後の与信確認及び売上処理が完了した日の翌日までに立替納付を行います。

11. 税及び手数料の納付日の扱いについて

「1. 立替納付に係る委託契約の成立時点」に記載のとおり、クレジットカードの与信確認及び売上処理が完了した時点で当社との委託契約が成立し、当社による立替納付の実施をもって、国庫に納付する分については、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律 第6条第4項」及び「登録免許税法 第24条の3第3項」に基づき、当該委託契約成立時点に遡ってご利用者様は税及び手数料を納付したものとみなされます。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律
第6条（指定納付受託者による歳入等の納付）
第4項 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

登録免許税法
第24条の3（納付受託者に対する納付の委託）
第3項 登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

12. 当社が委託契約を履行できない場合の留意事項及び損害賠償について

当社の責めに帰すべき事由（当社の信用不安や債務不履行による事由を含む）により、立替納付が実施できない場合において、国庫に納付する分については、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律 第7条」及び「登録免許税法 第29条第3項」に基づき、資格を所管する省庁から再度、税及び手数料の請求をご利用者様が受ける可能性があります。当社の責めに帰すべき事由によりご利用者様に損害が生じた場合、ご利用者様は当社に損害賠償を請求することが可能ですが、その損害賠償の内容については債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、通常の損害のみに限られ、その他の一切の損害（不可抗力により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。）は請求することができないものとします。また、当社が賠償すべき損害の総額は、ご利用者様から委託を受けた納付相当額を超えないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によりご利用者様に損害が生じた場合は、この限りではありません。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律
第7条（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）
第1項 指定納付受託者が前条第3項に規定する歳入等を同項の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。
第2項 各省各庁の長は、前条第3項の規定により指定納付受託者が納付すべき歳入等については、当該指定納付受託者に対して前項の規定により国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてまなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該歳入等に係る第五条の規定による委託をした者から徴収することができない。

登録免許税法
第29条（税務署長による徴収）
第3項 税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき登録免許税については、当該納付受託者に対して国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてまなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受けた者から徴収することができない。

○地方公共団体に納付する場合

13. 手数料の立替納付実施日

当社は、ご利用者様から委託を受けた手数料のうち地方公共団体に納付する分については、納付の委託を受けた月の末日を締め日とし、翌月末日（末日が休祝日の場合は前営業日（注1））までに立替納付します。

（注1）「営業日」とは、当社及び収納機関の休日以外の日を指します。

14. 手数料の納付日の扱いについて

「1. 立替納付に係る委託契約の成立時点」に記載のとおり、クレジットカードの与信確認及び売上処理が完了した時点で当社との委託契約が成立し、当社による立替納付の実施をもって、地方公共団体に納付する分については、「地方自治法 第231条の2の5第3項」に基づき、当該委託契約成立時点に遡ってご利用者様は手数料を納付したものとみなされます。

地方自治法
第231条の2の5（指定納付受託者の納付）
指定納付受託者は、第231条の2の2の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。
第2項 指定納付受託者は、第231条の2の2の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。
第3項 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

15. 当社が委託契約を履行できない場合の留意事項及び損害賠償について

当社の責めに帰すべき事由（当社の信用不安や債務不履行による事由を含む）により、立替納付が実施できない場合において「地方自治法 第231条の4」に基づき、資格を所管する地方公共団体から再度、手数料の請求をご利用者様が受ける可能性があります。当社の責めに帰すべき事由によりご利用者様に損害が生じた場合、ご利用者様は当社に損害賠償を請求することが可能ですが、その損害賠償の内容については債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、通常の損害のみに限られ、その他の一切の損害（不可抗力により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。）は請求することができないものとします。また、当社が賠償すべき損害の総額は、ご利用者様から委託を受けた納付相当額を超えないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によりご利用者様に損害が生じた場合は、この限りではありません。

地方自治法
第231条の4（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）
指定納付受託者は、第231条の5第1項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）と同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方自治法第13条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
地方自治法
第13条の4（指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例）
地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者」という。）が同法第231条の2の2の規定により納付を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。
第2項 地方団体の長は、地方自治法第231条の2の5第1項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてまなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

○民間等の資格管理団体に納付する場合

16. 手数料の立替納付実施日

当社は、ご利用者様から委託を受けた手数料のうち民間等の資格管理団体に納付する分については、納付の委託を受けた月の末日を締め日とし、翌月末日（末日が休祝日の場合は前営業日（注1））までに立替納付します。

（注1）「営業日」とは、当社及び収納機関の休日以外の日を指します。

17. 手数料の納付日の扱いについて

「1. 立替納付に係る委託契約の成立時点」に記載のとおり、クレジットカードの与信確認及び売上処理が完了した時点で当社との委託契約が成立し、ご利用者様が選択された決済手段を取り扱う決済事業者から当社への入金をもって、当該委託契約成立時点に遡ってご利用者様は民間等の資格管理団体に手数料を納付したものとみなされます。

18. 当社が委託契約を履行できない場合の留意事項及び損害賠償について

当社の責めに帰すべき事由（当社の信用不安や債務不履行による事由を含む）により、納付手続が実施できない場合において、ご利用者様が選択された決済手段を取り扱う決済事業者から当社への入金がなされていない場合は、資格を所管する民間等の資格管理団体から再度、手数料の請求をご利用者様が受ける可能性があります。当社の責めに帰すべき事由によりご利用者様に損害が生じた場合、ご利用者様は当社に損害賠償を請求することが可能です。

19. 決済事業者が債務を履行できない場合の留意事項について

ご利用者様が選択された決済手段を取り扱う決済事業者の信用不安等により、当該決済事業者が当社に対する入金を実施する見込みがない状態となったと当社が判断した場合、当社が当該決済事業者の債務を負担し、納付手続を行います。この場合、当社から民間等の資格管理団体への入金をもってご利用者様は民間等の資格管理団体に手数料を納付したものとみなされます。

上記の注意事項を確認しました

※お支払いいただく場合には、上記の注意事項をご確認の上、チェックボックスをチェックし、「同意する」ボタンを押下してください。

決済手段選択に戻る

同意する